事業主、経理担当の皆さんへ

給与支払報告書などの提出に eLTAX の活用を !!

e LTAX は、地方税の申告や届出などの手続きが、インターネットを利用して行うことができる システムです。

毎年1月31日までに市に提出する給与支払報告書の提出にも利用でき、提出先が複数の自治体 になる場合でも、一度にまとめて送信するだけで、自動的に各自治体に振り分けられて届くので、 非常に便利です。

また、法人市民税や償却資産の申告もできます。

詳しくは、eLTAX ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

一般財団法人 地方税電子化協議会 ☎ 0570 - 081459

eLTAX 検索

年末調整事務や源泉徴収票・同合計表等 の作成要領などの説明会を行います。当日 は、事前に送付している関係書類を持参して ください。

時 11月18日(月) 午後2時~3時30分

まなみーる文化センター(9西4)

対 象 市内の事業所の給与事務担当者

問合先 岩見沢税務署(2東4)

☎ 22 局 0810

税を考える週間と 無料相談

国税庁では、毎年11月11日から11月17日ま でを「税を考える週間」と定めています。

これにあわせて、次のとおり税の無料相談を行 いますので、お気軽にご相談ください。

11 月 16 日生) 午前 10 時~正午

ZAWA ハウス(4西2)

問合先 北海道税理士会岩見沢支部 4西9 藤彰一税理士事務所内) ☎ 22 局 4353

ご存じですか?

パートやアルバイトの収入は、給与所得として課税の対象になります。どなたかの扶養親族で あっても、収入額によっては税金がかかり、また、扶養者が配偶者控除や扶養控除を受けられない 場合があります。

パートやアルバイト以外の収入がなく、扶養親族がいない場合の税金と扶養の関係は、次の表の ようになります。

ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額によってかからない場合があります。 詳しくはお問い合わせください。

収入額市・道民税		所得税	配偶者控除· 扶養控除	配偶者特別控除
97 万円以下	かからない			
97 万円超 100 万円以下	均等割がかかる かからない 受		受けられる	受けられない
100 万円超 103 万円以下	均等割と所得割が			
103 万円超 141 万円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる

配偶者特別控除とは:配偶者控除を受けられない場合でも、収入額に応じて一定の控除が受けら れるものです。(配偶者控除に上乗せして適用される控除ではありません)

社会保険の扶養と税の扶養(配偶者控除・扶養控除)は異なります。社会保険の扶養については、 各保険者にお問い合わせください。

問合先 市税務課市民税係

市・道民税の均等割額(年額)

現 行

内訳:市民税 3,000 円 道民税 1,000 円

地方公共団体の防災等の財源確保のため

平成 26 ~ 35 年度

5,000

給与収入金額に応じて一

給与所得控除額は、 を給与所得と言

この給与所得控除額に3万円の上限を設けました。

平成25年1月からこの改正が

内訳:市民税 3,500 円 道民税 1,500 円

団体が、

安全な地域づくりを行うため、

その財源を

地方公共

地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、

施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実

確保することを目的として、

1千円引き上げます。

これは臨時的措置であり、

て一定の割合で計算しますが、、原則として下の表のように、、これが課税対象になります。公給与所得控除額を差し引いた

は10年間(平成26年度から35年度)です。 なお、 ·給与所得控除の上限設定 適用されるの

割」の2種類があります 個人の市・ このうち 均等割」を平成23年12月に施行され その所得の大 所得の額に応じて計算される 小に関わらず 定 以上 全律

で納める

所得

❖均等割額の引き上げ の :得があ

の所得に対して個人の市

税

その

年今度年

民税は、

前年中(

か

今年1年間 9年1年間

道民税とし

て課税

す て

る市

道民税は、

ます。

今月号で

から適用する

主な改正点をお知らせ 平成26年度に課税する市・

します。

道民税

給与収入金額		給与所得控除額		
		現行	平成 26 年度以降	
650,000 円以下		全額		
650,000 円超	1,625,000 円以下	650,000 円		
1,625,000 円超	1,800,000 円以下	収入金額 ×40%		
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	収入金額 ×30% + 180,000 円		
3,600,000 円超	6,600,000 円以下	収入金額 × 20% + 540,000 円		
6,600,000 円超	10,000,000 円以下	収入金額 × 10% + 1,200,000 円		
10,000,000 円超	15,000,000 円以下	川) 今短 「 0/ 」 1700000 円	収入金額 × 5 % + 1,700,000 円	
15,000,000 円超		収入金額 × 5 % + 1,700,000円	2,450,000 円	

この表の、給与所得控除金額を超える額の特定支出があった場合は、それもあわせて控除でき ることがあり、今回の改正では、この特定支出に関する控除についても範囲が拡大されました。 詳しくはお問い合わせください。

7 平成 25 年 11 月 広報 しわみごわ 平成 25 年 11 月 広報 しわみごわ 6